

令和8年度高知市国保特定健康診査受診勧奨業務公募型プロポーザルに関する質疑及び回答

番号	質疑事項	回答
1	<p>募集要領 3</p> <p>本プロポーザルへの参加については、複数事業者による共同提案は可能でしょうか。</p>	<p>本件は1者との契約を想定しており、複数事業者による共同提案はお受けできません。</p>
2	<p>募集要領 3 (6)</p> <p>参加資格要件に「診療報酬明細書の分析に関する実績」がありますが、仕様書では、診療報酬明細書の分析に関する仕様の記載がない中で、本実績を必要とする理由をご教示ください。</p>	<p>令和8年5月19日に開催した募集要領に関する説明会の「4 仕様書に関する補足」で説明しましたとおり、仕様には本市が提供するデータの分析を含み、本市が提供するデータの主な例にレセ電コード情報ファイルを挙げているため、募集要領3(6)を参加資格要件としています。</p>
3	<p>募集要領 3 (7)</p> <p>「保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者」とありますが、保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針 (https://privacy.medis.or.jp/・別紙参照)によると、「認定指針の適用範囲」は医療機関を想定し、また医療機関との連携がある個人情報を取り扱う事業者を適用範囲としております。本仕様では、個人情報の医療機関との連携に関する仕様は含まれず、高知市様との個人情報のやりとりになると理解しておりますが、個人情報の医療機関等のやりとりを行わない提案内容であれば、保健医療福祉分野のプライバシーマークに限らず、プライバシーマークの認証でもよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要領3(7)のとおりです。</p>

番号	質疑事項	回答
4	<p>募集要領 3 (7)</p> <p>保健医療福祉分野のプライバシーマークの認証を必要とする場合は、認証制度の内容及び業務内容から認証を必要とする理由をご教示ください。</p>	<p>一般財団法人医療情報システム開発センター (MED I S - DC) では、保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与の対象を、国内に活動拠点を持つ JISQ15001「個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に準じて策定した「保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針」の適用範囲とする保健・医療に関する事業を主に営む者としており、申請対象は業種の如何を問わず医療機関で取り扱う診療録、検査伝票、検査結果報告書、レセプト等が、取り扱う個人情報の 5 割以上を占める事業所となっています。</p> <p>本件ではレセプト等の要配慮個人情報を取り扱うことから、より適切な個人情報管理体制を担保するために、保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であることを参加資格要件としています。</p>
5	<p>募集要領 6 (1)②</p> <p>個人情報の保護に関する書類について「保健医療福祉分野のプライバシーマーク」でなく、「プライバシーマーク」となっておりますが、必要となる書類をご教示ください。</p>	<p>一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (J I P D E C) の発行するプライバシーマーク登録証の写しに、一般財団法人医療情報システム開発センター (MED I S - DC) の発行する合格証の写しを添付して提出してください。</p>
6	<p>募集要領 6 (1)③</p> <p>過去 5 年以内に社会保険事業団体又は官公庁から受託した、診療報酬明細書 (レセプト) の分析を行う主旨が仕様に含まれる委託契約の契約書の写し 1 件分。とありますが、受託金額は黒塗りして提出しても宜しいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>

番号	質疑事項	回答
7	<p>募集要領 7 (1)①～⑦</p> <p>これらを一括して製本し、1冊の冊子として提出を予定しておりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
8	<p>募集要領 7 (1)⑦</p> <p>当社では、本業務に対する当社の総合的なアプローチ、具体的な手法、実施体制、及び独自ノウハウ等を網羅した任意様式の包括的な提案資料（1冊の冊子形式）を通常作成しております。</p> <p>つきましては、この任意様式の資料を「企画提案書の補足資料」として、6月16日の提出期限までに他の提出書類と一括、または添付のうえ、9部提出することは可能でしょうか。また、事前に提出した当該資料について、7月9日のプレゼンテーション当日に説明用の資料として使用することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。補足資料には、様式第5号事業実施計画のどの項目の補足かを明記してください。</p>
9	<p>募集要領 8 (2)</p> <p>「プレゼンテーションは原則として業務統括責任者が実施すること。」とありますが、プレゼンテーションの一部を実務担当者が実施することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
10	<p>募集要領 8 (4)</p> <p>「高知市内に本店、支店、営業所等があるか」という評価項目がございますが、本店、支店、営業所等を有する場合、提出書類のうち会社概要に記載があればよろしいでしょうか。</p>	<p>市内加点については、本市契約課への届出を確認して評価しますので、会社概要への記載は求めません。</p>

番号	質疑事項	回答
11	<p>仕様書 4 (4)</p> <p>本市の要請に応じて随時（契約期間中 2 回程度）勸奨後の受診状況等を集計、分析、報告する。とありますが、想定される実施時期をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>はがき通知の実施効果が評価できる時期（通知実施 2、3 か月後程度）を想定しています。</p>
12	<p>募集要領に関する説明会</p> <p>4 仕様書に関する補足</p> <p>仕様書 4 (1)</p> <p>「被保険者データ」について、以下のデータ①～③のうち、いずれかのデータのご提供は可能でしょうか。</p> <p>① 国保総合システム 特定健診等被保険者データ (KD_IF015)</p> <p>② 国保総合システム 被保険者資格データ (EUC 個人資格情報ファイル)</p> <p>③ 国保総合システム 被保険者異動報告データ (資格情報ファイル(世帯・個人))</p>	<p>可能です。</p>
13	<p>募集要領に関する説明会</p> <p>4 仕様書に関する補足</p> <p>仕様書 4 (2)</p> <p>【本市が実施する SMS 通知について】</p> <p>実施時期：8 月～3 月の期間に月 1 回通知</p> <p>予定数量：延 5,000 件（1 人につき最大 2 回通知）</p> <p>とございますが、対象者に占める電話番号保有割合をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>令和 6 年度健診の対象者に占める携帯電話番号保有割合は 20.6% でした。</p>